平成２９年度第１回北九州市障害者施策推進協議会

（会議要旨）

日　　時	平成２９年４月２０日（木）１８：００～１８：３０
場　　所	市庁舎　３階　大集会室
出席委員 （１５名）	◆北九州市障害者施策推進協議会委員 伊野委員、今村委員、榎委員、小鉢委員、白川委員、髙橋委員、田中委員、谷口委員、中村（恵美子）委員、長森委員、橋本委員、久森委員、松尾（まゆみ）委員、森委員、山田委員
欠席委員 （４名）	古柴委員、中村（貴志）委員、松尾（圭介）委員、民田委員
事　務　局 及び関係課	【保健福祉局】 保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課長、地域リハビリテーション推進課長、 計画調整担当課長、教育委員会事務局特別支援教育課長
次　　第	１　開会 ２　保健福祉局長挨拶 ３　新任委員紹介 ４　報告 （１）（仮称）北九州市障害者差別解消条例の制定について ５　閉会

会　議　経　過	
発言者	発　言　要　旨
事務局	ただ今から平成２９年度第１回北九州市障害者施策推進協議会を開催する。 配布資料確認 開会にあたり、保健福祉局長よりご挨拶を申し上げる。
保健福祉局長	保健福祉局長挨拶 皆様方には日頃より本市の障害福祉行政にご支援賜り感謝申し上げる。 また、本日はお忙しいところ、本協議会にご出席いただき感謝申し上げる。 本日は、先ほど市長が定例記者会見で発表した障害者差別解消条例の制定について、現在の対応状況を報告させていただきたいと考えている。 この委員会の後に、引続き新たな障害者支援計画の策定に係る（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会を開催するのでよろしくお願いしたい。 皆様方には活発な議論をお願いするとともに、今後とも本市の障害福祉行政にご支援とご協力をお願い申し上げる。
事務局	委員の変更 この度委員の変更があったのでお知らせする。 時間の都合上、名前だけの紹介とする。 北九州市障害者基幹相談支援センター主査　石丸美穂様に代わり、後任の中村恵美子様が就任した。 八幡公共職業安定所業務第二次長　三好良一様に代わり、後任の橋本泰司様が就任した。 会議成立の確認 本日の会議出席者は名簿のとおりであるが、3 人の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第 6 条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は 19 名の委員の内 15 名の委員の皆様に既にご出席いただいているため、本協議会は成立していることを、まず、ご報告させていただく。 それでは、議事に沿って進めてまいる。この後の会議の進行は会長にお願いするところであるが、本日、会長が欠席のため、副会長にお願いする。
副会長	議事に沿って進めてまいるので、皆さまにはご協力をお願いする。 本日は報告が１件である。 報告１　（仮称）北九州市障害者差別解消条例の制定について事務局から説明をお願いする。
差別解消法担当係長	資料１　（仮称）北九州市障害者差別解消条例の制定について説明

副会長	事務局の説明に対し、ご質問やご意見があったら、発言をお願いする。
委員	４の（１）の差別の判断基準について条例で示すということであるが、具体的な事例を出すと理解してよいか。 また事例を出すということであれば、それぞれの障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病）の特性に対する、例えば難病であれば、多種ある難病のそれぞれの特性も含めて、その特性に対する対応が一つ一つの種別ごとに異なってくると思うが、一つ一つの種別、特性に対応した事例になったらよいと思う。
障害福祉企画課長	具体的な内容の検討はこれからではあるが、どこまでが差別に当たるのかということを具体的に示すということについては、例えば、他都市の条例では、大きな捉え方でいうと、福祉サービスや医療サービス、商品の販売、不動産の取引等において、それぞれの場面において、状況に応じて、どういったことが差別に当たるかということが記されている。 北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議（以下、有識者会議という。）においても、具体例の記述の有無については議論があったところであるが、条例の中で具体的に示し過ぎると、条例に書いていない事例は差別に当たらないのではないかとの誤解を生じさせる恐れがあり、非常に選別が難しいと考えているところである。 来週からの有識者会議の中でご意見をいただきたいと考えているところではあるが、条例の中で具体的な事例を、詳細に記述することは難しいと考えている。 また、障害種別ごとの具体的な事例を入れて欲しいというご意見については、他都市の条例では、場面ごとの、例えば福祉や医療サービスを提供する際の事例はあるが、さらに障害種別ごとに分けて事例を提示することについては例がない状況ではあるが、今後検討してまいりたい。
委員	市が作成している災害時障害者サポートマニュアルについては、障害種別ごとの対応方法が記載されていて分かりやすいものとなっており、また各障害者団体が知恵を絞って作成に協力したものでもあるので、今回の条例制定においても、ぜひ活用してもらいたい。 また、今言われたように、具体的に書き過ぎると融通が利かなくなることも分かるが、資料１の４の（２）にある、その場面に立ち会った人達が、ケースバイケースで主体的に判断して行動できるということが大事であると思う。差別についての正しい理解の度合いに関わってくると思うので、ある程度の具体的な明記は必要ではないかと思う。
副会長	他にご意見等ないか。
委員	資料１の４の（２）について、「市民が障害について正しく理解し」と書いてあるが、市民の中には、障害者については何も知りたくないという人もたぶんいると思う。一般の人と一緒に行うボランティア活動に参加している障害者施設等もあるので、障害者である自分たちにとっては、障害

	者について知って欲しいという思いは強くあるが、市民の中に主体的に行動したくないという人が出た場合、そういう人からは差別や偏見はなくならないと思うが、そういう人が出てきた場合はどうなるのか。
障害福祉企画課長	資料１の４の（２）については、条例が施行した場合の副次的な効果を書いたものである。障害者差別解消法が昨年施行されたが、差別解消については、法が施行される以前より啓発活動を行ってきたところであり、また教育課程においても行われている。この「主体的」の意味については、北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議において議論していきたいと考えている。なお、会議は公開するため、誰でも傍聴に来ることができ、またマスコミ等も取材に来ることができるようになっている。市民の中には、障害者については知りたくないという方もいるかもしれないが、粘り強く啓発活動を行ってまいりたい。 また、２８年度に実施した障害児・者等実態調査の結果の中で、障害者差別解消法の施行自体を知らない方がかなりの数いることが分かった。行政にとっては非常に衝撃を受けた数字であったが、そもそも法律を知らない方がまだ多くいるという実態が分かったので、この条例を制定する意義について、着実に啓発活動を行ってまいりたい。
副会長	他にご意見等ないか。
委員	（意見等なし）
副会長	本日は議題としては１つのみであったが、議題以外についても全体を通じて、委員からご質問やご意見はないか。
委員	（意見等なし）
副会長	それでは、本日審議頂いた内容については、会長と事務局に一任させていただき、まとめさせていただきたい。
委員	（了解）
副会長	それでは、本日の議事はこれで終了とする。 進行を事務局の方にお返しする。
事務局	副会長及び委員の皆様には、本日のご審議に感謝申し上げる。 以上で本日の会議を閉会する。